第 12 回修善寺町外 3 町合併協議会　会議録

〇山本事務局長

みなさん、こんにちは。梅雨のうっとうしい中、また、お忙しい中を、合併協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。始めます前に、いつものとおり資料の確認をさせていただきたいと思います。まず最初ですが、お送りをしております第 12 回の合併協議会の資料になります。それから、前回の第 11 回の資料も使います。それから、机の上に配布してございますが「新市の建設計画。ございますでしょうか」。それと「新市建設計画事前協議に対する県意見と回答」という 3 枚の資料が机の上にあると思います。それと、1 枚のものなのですが、43 頁、44 頁とあります。今回の 12 回の資料の差し替え分でございます。差し替えをお願いいたします。それから、郵送で、以前お約束しました「公社、第 3 セクターの決算書」がそろいましたので、同封させていただきました。今回は直接には、関係はございません。

それでは、定刻となりました。第 12 回修善寺町外 3 町合併協議会を開催いたします。最初に会長挨拶。大城会長、お願いいたします。

〇大城会長

みなさん、こんにちは。第 12 回修善寺町外 3 町合併協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。いよいよ 7 月でございます。1 月 24 日に第 1 回合併協議会を開催いたしまして、半年になろうとしています。協議会は今月末、一応終了いたしまして、次の段階に入るスケジュールになっております。合併の期日まで、残り 9 ヶ月をきりました。当初から申し上げているとおりたいへん時間的に厳しい中、合併の協議を行なっているわけでございますが、協議が終わって、次の段階、8 月 20 日に合併調印式を静岡県知事お立会いの下に、修善寺町の「生きいきプラザ」で行なう予定です。それまでに、協議が完了しますようにお願い申し上げます。

今日の会議に先立ちまして、お願いなのですが、東京電力から原発が止まっているので、夏場の電気の供給が難しくなる可能性があるということで、ここのエアコンもやや高めにセットしてあります。従いまして、背広を一枚脱いでいただいて、温度調節していただいて、協議いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

〇山本事務局長

ありがとうございました。続きまして議題に入ります。議題につきましては、会則により会長が議長になると決められております。大城会長お願いいたします。

〇大城議長

それでは、協議会規約により会長が議長となるとなっておりますので、暫くの間、議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進行しますようご協力をお願いいたします。
早速、背広を脱がしていただきました。どうぞ、暑い方は脱いでいただきたいと思います。

それでは、会議に入ります。お手元の次第に従って進めさせていただきます。３、議題

（１）協議事項　協議第 52 号「各種事務事業の取扱い（農林水産関係事業）について」を議題といたします。本件につきましては、説明が去る 6 月 18 日に行われておりますので直ちに質疑に入ります。ご質問、ご意見はございますか。

よろしゅうございますか。

○委員一同

異議なし。

○大城議長

それでは、協議第 52 号「各種事務事業の取扱い（農林水産関係事業）について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。

続きまして、協議第 53 号「各種事務事業の取扱い（観光商工関係事業）について」を議題といたします。本件につきましては、説明が 6 月 18 日に行われておりますので省略し、直ちに質疑に入ります。ご質問、ご意見はございますか。

よろしゅうございますか。

○委員一同

異議なし。

○大城議長

それでは、協議第 53 号「各種事務事業の取扱い（観光商工関係事業）について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。

続きまして、協議第 54 号「一部事務組合等の取扱いについて」を議題といたします。本件につきましては、説明が 6 月 18 日に行われておりますので、直ちに質疑を受けます。ご質問、ご意見はございますか。

質疑なしと認め、協議第 54 号「一部事務組合等の取扱いについて」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。

続きまして、協議第 55 号「使用料、手数料等の取扱いについて」を議題といたします。本件についての説明は、6 月 18 日に行われておりますが、本件につき事務局から追加説明をしたいという申し出がありましたので、これを認め、説明をお願いいたします。

○山本事務局長

前回の 11 回資料の 43 頁になりますが、実はこの 6 月議会で 2 箇所ばかり使用料が上がってございます。そのご報告をさせていただきます。43 頁の右側、修善寺町のところなのですが、自然公園駐車場使用料とございます。ここのマイクロバス 1 台 500 円とありますが、600 円に改正してございます。それから、下の普通車が 1 台 200 円というのを 300 円ということで訂正をお願いいたします。同じように 48 頁、手数料になります。これは、4 町とも改正になりますが、一番左側に番号がふってございます。その 8 番、住民基本台帳カードの交付ということで、1 枚 500 円ということになりましたので、訂正をお願いいたします。以上でございます。

〇大城議長
　ただいま、協議第 55 号「使用料、手数料等の取扱いについて」の追加の説明が事務局よりありました。ご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。
　よろしゅうございますか。
〇委員一同
　異議なし。
〇大城議長
　ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、それでは、協議第 55 号「使用料、手数料等の取扱いについて」はただ今の修正を加えて原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
　続きまして（２）新規提案事項に入ります。協議第 12 号「新市建設計画について」を議題といたします。これは、既に何回か議案として出ておりますが、その経過を含めて事務局から説明をお願いいたします。なお、本件につきましては、本日確認をお願いいたします。
〇山本事務局長
　はい、ご説明いたします。協議第 12 号「新市建設計画について」下記のとおり提案します。月日と会名は省略いたします。
　新市建設計画に係る県本協議（案）は別添「合併まちづくり計画（伊豆市建設計画）（案）」のとおりとする。
　この新市建設計画につきましては、小委員会をつくりまして、また、協議会におきまして審議の程をいただきました。その結果、事前協議として、県に提出しておりまして、その事前協議の結果、県の意見といたしまして、6 月 30 日に返ってまいりました。その意見を検討いたしまして、回答を私共で考えまして、それを織り込んだのが、この新市の建設計画でございます。何処をどのようにしたのかということは、今日お配りした資料に書いてございます。現在の記述が一番左にございます。現在の記述は皆様に確認をいただいている記述でございますが、その右に県の意見、さらに右に意見に対する回答が書いてございます。この意見に対する回答をこちらの建設計画に織り込んでございますが、ここでその内容について審議をしていただきたいと思います。詳しくは、鈴木計画班長が説明をいたします。お願いします。
〇鈴木計画班長
　計画班の班長をしております鈴木でございます。それでは、私から事前協議に関します県意見とその回答ということでご説明をさせていただきます。頁をいいますが、県意見と回答の方だけご覧くだされば結構だと思います。
　まず、9 頁でございますが、ここは基本方針の中でございますが、第 1 点目に景観整備という考え方のなかに、基本方針に、「自然環境や歴史資源を保全活用する」という記述がございます。私共の建設計画の中では、自然環境という分野については記述がありましたが、

歴史資源ということで記述がございませんでした。この検討のお願いというものを受けまして、検討をさせていただきました。大まかなところで申しますと「歴史的建造物の保全や情緒ある温泉街の景観の保全、公園・広場の整備など」と訂正いたしました。なお、20頁のところでは「しっとりとした趣のある街並みは新市の魅力の一つである。歴史的建造物を保存し、景観に配慮した新市にふさわしい住環境を整備する」ということで、今までここは「住宅の整備」という項目にしてありましたが「住環境の整備」と変更させていただいて、文言をこのように直させていただいたというものであります。

2行目に移ります。これも基本方針の中でございますけれども、新市の一つの施策としてユニバーサルデザインということを書いてございましたけれど、基本方針の中に特に記述がなかったというようなことで「また、上下水道や公園・広場の整備、消防・救急体制の充実、交通安全やユニバーサルデザインの推進」ということで記述をしております。それから（6）のところに、消費生活に対する配慮をお願いしたいということで、県の方で「消費生活センターの設置をし」というような文言を考えていただきましたが、新市としては、消費生活センターまでつくる予定はございませんでした。従いまして、窓口等消費生活相談を充実させるというようなことで対応してございましたので、最終的には26頁になりますけれども「市民活動の支援」という中で、「消費者への情報提供、消費生活相談を充実させ、自立した消費者として行動できるように支援する」と追記しました。

次に11頁、地域別の整備のところでございますが、ここは字句の訂正ということで「農業用排水路」とありましたが「農業用用排水路」。「用」が一つ増えます。

それから11頁、西部地区の中で、「海の駅」という表現をしていたのですが、現状では、「海の駅」という認定制度はございません。そういう指摘の中で、それは外したらどうか。これに関連した項目で後ほど出てきますが「海の玄関口」という表現にしたらどうかというようなことで、これは後ほど説明をさせていただきます。ここの項目では「海の駅」という言葉を削除して「考慮にいれた国内外への」という表現に書いてございます。

次に16頁、第6章新市の施策の欄、並びに20頁（4）でございますけれども、言葉の並び順ですが「消防・交通安全の推進、救急体制の整備」というような書き方をしてございますけれども、9頁で「消防・救急体制の充実、交通安全の推進」となっておりました。この言葉を統一するというものでございます。

それから15頁の一番下「地域の食材利用を推進する」とあるのを、「農林水産物等」を追加いたします。

17頁（3）ここは、障害者の記述がございましたが、（3）で謳っているのは、高齢者のことでございまして、（4）で障害者を検討しているということで、（3）からは「障害者」という言葉を除いて、（4）に入れる。（4）については、サービスの分類別にやっている事業を整理して、記述を変えたということになります。中程に「生活寮、グループホーム等の住まい」との表現がございますけれども、こちらは知的障害者の方に対するものでございます。

18 頁、こちらについては、一般的に「在宅介護支援」ということで「在宅」が抜けていましたのでそれを付け加えるということでございます。

次の頁になりますけれども、ここにございますものは先程のところと関係するもので、確かに「下水道の整備や消防・防災機能の強化」といったものだけでは、ふれ合いやゆとりの感じられる環境整備にはならないという指摘がありましたので、先程のところにもございますように「上下水道を整備し、消防・防災機能の強化、救急体制の充実を図るとともに、歴史的建造物の保全や情緒ある温泉街の景観の保全、公園・広場の整備など」ということで、そういったものを具体的に追加したものでございます。

それから 20 頁でございますけれども、具体的施策ということで「公共下水道事業」というものが抜けてございました。当初、計画の中で、公共下水道整備のところがございましたので、追加したらどうかというご意見がございましたので、追加いたしました。

それから 21 頁、これは先程も出ましたように、農業用の用排水路ということで直しました。21 頁の同じ部分で（２）の 4 行目でございますが「特産品とブランド力を高め」という言葉で、では具体的に特産品とは何かということでありまして「ワサビ」「シイタケ」を入れたということでございます。それから 7 行目、こちらは「仕組みづくりを検討していく」ということで、もう少し前向きにということで「推進」と変えてございます。さらに 9 行目、有害鳥獣の対策を「振興対策」としておりましたが「生産安定対策」のほうがいいのではないかという意見でこちらの方に変えさせていただいております。

それから 22 頁の（４）のところで、先程も申し上げましたように「海の駅」とありますものを「海の玄関口」とさせていただくということですございます。次の「農業基盤整備事業」とありますものは、正式には「農業農村整備事業」という分類の中に入りますので、そちらの方に統一するというものでございます。

次の 23 頁、交通基盤の整備でございますけれども、今まで「地域間道路矢熊筏場線」という表現をしてございました。道路の種別、種類、分類でございますけれども、国道、主要地方道といろいろありますけれども、そういった流れの中で「地域間道路」というのはどうも不適切ではないかということで「地域間を結ぶ林道矢熊筏場線」という表現に変えてございます。さらに（２）で、防災基盤の整備ということで「風水害」という一くくりにしてありましたけれど「風水害・土砂災害」ということで追加をしてございます。また「海岸保全、砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策」ということで整理をさせていただいています。それから（３）市街地の整備の中でございますが、計画的な住宅宅地の供給を進めるということで、具体的な計画等があればというようなことでありました。具体的には何かとみますと、住宅マスタープランであるとか、公営住宅の再生整備計画というものですよということなのですが、現在各町では予定をしておりませんでした。地域の特性を生かした住宅整備と考えておりまして、これらについては、合併後新市において検討するという回答にさせていただこうとすることでございます。

24 頁、河川改修、治山事業、具体的な施策として「河川改修、砂防・地すべり対策・急

傾斜地崩壊対策、治山事業」ということで追加いたしました。同じところで「低地対策事業」という表現をしてございました。県の方でこれは「低地対策事業」ではなく「津波対策事業」なんだよという指摘を受けましたので、こちらの方に変えさせていただきます。まあこれは、土肥の八木沢の川になります。

27 頁県事業の中の具体的な事業でございますけれども、林道整備事業として「ふれあい林道とか集落間林道」そういったものを入れてございますけれども「林道整備事業（土肥戸田線、達原線、上池線）」という表現にしたらどうかということでございます。同じように、県単事業で「修善寺町堀切地区」としてございましたけども、県の方で事業地区を「天城湯ケ島地区」でどうかということでしたので、こちらの方に変えさせていただいております。次に、先程いいましたように「低地対策」を「津波対策」に変えるということでございます。それから、同じ道路基盤のところでございますけれども、財政的な状況、緊急度を勘案しまして施行していくということで、施行区域を記述しない方がいいのではないかということでございました。ご指摘のとおり、路線を明示するに留めることとしております。

全体的な意見といたしましてその他 2 点ほどございます。土地利用をきちんとすることが、新市のまちづくりの基礎となるので「新市の土地利用計画」を早急に策定することが必要である。まあ、これに対しましては「新市において速やかに総合計画及び国土利用計画を策定します」と回答してございます。もう 1 点は、自然環境の保全と活用、観光交流産業の振興等にかかる具体的な施策の検討に当たってということで「昭和の森」内の施設の運営・活用等について、新市外の関係各町、具体的には東伊豆、河津町とも良く協議し、十分検討されたいとあります。昭和の森については、現在「昭和の森管理運営協議会」というものがございます。こちらの方で、引き続き協議していきますという回答をしてございます。今、申し上げました意見に対する回答を踏まえまして、新市の建設計画を修正しまして、本協議の協議案として、県の方に提出していくということでございます。説明についてはは以上です。

〇大城議長

はい、ただ今、　協議第 12 号「新市建設計画について」の説明が事務局よりありました。本件につきまして、質疑を受けます。ご質問、ご意見ございますか。

よろしゅうございますか。それでは、質疑なしと認め、協議第 12 号「新市建設計画について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。

続きまして、協議第 56 号「国民健康保険事業の取扱いについて」を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

〇山本事務局長

はい、3 頁になります。協議第 56 号「国民健康保険事業の取扱いについて」下記のとおり提案します。月日と会名は省略します。

（１） 国民健康保険運営協議会は、合併時に、新市において設置する。

（２） 賦課方式は、4 町差異がないため、現行のとおり保険税とし、医療分 4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割)、介護分 2 方式（所得割・均等割）とする。
（３） 保険税率は、合併時に統一を図る。ただし、被保険者の急激な負担増とならないように調整に努める。
（４） 賦課限度額は、4 町差異がないため、国の基準どおり、基礎課税額（医療分）53 万円、介護納付金課税額 8 万円とする。
（５） 高額療養費貸付事業は、合併時に、土肥町の例により統一し、新市において実施する。
（６） 出産育児一時金・葬祭費は、4 町差異がないため、現行のとおり、出産育児一時金 1 件 300,000 円、葬祭費 1 件 50,000 円とする。
（７） 保健事業は、合併時までに調整し、統一する。
（８） 健康優良家庭表彰事業は、合併時に廃止する。

4 頁以降が説明事項となっております。詳細につきましては宇野住民専門部会長が説明を申し上げます。お願いいたします。

○宇野住民専門部会長

それでは内容について説明をいたします。4 頁になります。国民健康保険運営協議会に関しまして、まず説明いたします。国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要な事項を市長から諮問を受け、それに対して答申をするものです。現在、各町の委員数及び公益を代表する委員に相違がございます。合併時に統一いたします。現在の案としまして、過日、4 町の国保運営協議会の合同会議を実施いたしました。新市における委員の数を 11 人にするというのがよろしいのではないかと決定しております。

続きまして、（２）賦課方式は、4 町差異がないため、現行のとおり保険税とし、医療分 4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割)、介護分 2 方式（所得割・均等割）とします。これは現行のとおりです。

（３）保険税率は、合併時に統一を図る。ただし、被保険者の急激な負担増とならないように調整に努める。国民健康保険事業は、独立採算制によって運営されています。言葉を換えれば、歳入の 40%相当に当たる保険税で賄われているといっても過言ではありません。ところが、現在各町の保険税は各町の医療費あるいは所得の状況等によって相違があります。これを、合併時に統一いたします。ただし、市民の負担が急激に増えないようにということで、調整に努めることにいたします。

（４）賦課限度額に関してですけれども、これは国の標準税率であります医療分 53 万円介護納付金 8 万円としてそのまま実施します。

（５）高額療養費貸付事業ですけれども、合併時に統一するということなのですが、医療費の自己負担は現在 3 割ですけれども、高額の医療費がかかった場合、その場で支払わなければならないわけですけれども、その高額医療費の還付は支払った後 2 ヶ月くらいかかります。そのため、支払いが困難な被保険者に対して貸付ける制度でございます。現在、

修善寺町は社会福祉協議会がおこなっておりますけれども、本来、町がすべきものでありますので、合併時に新市において実施するということで統一します。また、貸付限度額を80%ということで統一いたします。

（６）出産育児一時金、葬祭費は４町差異がないため、現行のとおり引き継ぎます。

（７）保健事業は、合併時までに調整し、統一する。国民健康保険事業として独自にやっている町もありますし、一般会計の健康づくり、まちづくり事業として取り組んでいる町もあります。そのへんを調整し統一していくことになります。

（８）優良家庭表彰事業は、合併時に廃止します。少子高齢化で核家族ということで、現在の世帯構成をみますと、高齢者夫婦のみ、単身者のみという世帯が非常に多くなっております。そういう状況の中で、この優良表彰制度を続けていくという意義が少なくなってきたと考えております。換わりまして他の保健事業を充実するということでこの制度を廃止いたします。他の町村をみましても、廃止に向かっていくというのが最近の傾向です。

以上です。

○大城議長

ただ今、協議第 56 号「国民健康保険事業の取扱いについて」の説明がありました。本件につきまして、質疑を受けます。ご質問、ご意見ございますか。

ないようでございますので、協議第 56 号「国民健康保険事業の取扱いについて」は次回7 月 16 日確認とさせていただきます。

続きまして、協議第 57 号「各種事務事業の取扱い（社会教育（生涯学習）事業）について」を議題といたします。説明を事務局、お願いいたします。

○山本事務局長

はい、11 頁になります。協議第 57 号「各種事務事業の取扱い（社会教育（生涯学習）事業）について」下記のとおり提案します。月日と会名は省略します。

１　社会教育事業

（１）生涯学習推進大綱については、合併後 １ 年以内に新市において策定する。なお、生涯学習推進協議会は、合併時に新市において設置する。

（２）公民館事業については、合併時までに調整する。なお、公民館運営審議会については、合併時に新市において設置する。

（３）青少年健全育成事業については、合併時に統一する。

（４）次の事務事業については、新市において調整し、実施する。

ア　成人式

イ　文化祭

（５）図書館事業については、合併後１年以内に統一する。

（６）市史編纂事業については、合併後新市において実施する。

（７）文化財関係事業については、次のとおりとする。

ア　重要文化財等保存事業補助については、新市において調整する。

イ　町指定文化財については、新市に引き継ぎ、指定の見直しをする。

ウ　文化財保護審議会及び文化財調査・保護業務（県・町指定）については、合併時に統一する。

2　社会体育事業

（1）次の事務事業については、合併時に統一する。

ア　体育指導委員関係事業

イ　社会体育関係事業

次の 12 頁からが資料の説明となっております。この資料の説明は、工藤社会教育分科会長が説明を申し上げます。お願いいたします。

○工藤社会教育分科会長

社会教育分科会長の工藤と申します。よろしくお願いいたします。それでは、資料の 12 頁から、ご覧いただきながら説明をお聞きいただきたいと思います。

まず 12 頁の生涯学習推進大綱でございます。推進大綱につきましては、4 町それぞれ策定してございます。推進大綱の組織の中に、本部生涯学習推進協議会、下部組織といたしまして生涯学習地区推進委員会がございます。地区推進委員会のうち修善寺におきましては、21 地区の推進委員会。土肥には、地区推進委員会に代わる生涯学習推進委員会がございます。天城湯ケ島では、21 地区。中伊豆には、26 地区のそれぞれ委員会があり、地区の生涯学習の推進を行なっております。新市におきましては、先程も説明がありましたように、新たに伊豆市生涯学習推進大綱として、16 年度中に策定する予定でございます。次の 13 頁になりますが、生涯学習の関係事業ですが、本部事業として、先程の中の推進協議会の中で、生涯学習推進フェスティバル、あるいは町によっては大会等の事業を実施しております。特に地区でいいますと修善寺では、生涯学習フェスティバルの中で、講座・教室、土肥町では生涯学習まちづくり講座、天城湯ケ島では、生涯学習講座、文化財講座、レディース学級等の事業を行なっています。中伊豆町では、家庭教育講座、父親大学、子ども講座等の事業を実施しています。新市におきましては、これらの事業を内容を検討し実施いたします。

次の 14 頁でございます。公民館運営審議会は、条例では各町で形成されております。ただ、現在の設置状況ですが、修善寺では設置しておりません。土肥町では設置してはおりますけれども、社会教育委員が兼務をしております。天城湯ケ島町では公民館がないため、設置しておりません。中伊豆町は設置しております。委員ですが 10 名から 15 名くらいの委員を選任しております。新市におきましては、修善寺の中央公民館、土肥公民館、中伊豆の公民館がございますが、この 3 公民館にですね、各公民館に設置するか、あるいは伊豆市として全体の公民館運営審議会を設置するかは、今後ですね、検討していきます。社会教育委員との兼任ということも考えられるのでそのへんで、検討したいと思います。それから、公民館主催事業ですが、文化講演会、住民大学等を行なっておりますけれども、こちらの方は、生涯学習推進事業で行うか、それぞれの公民館で行なうかは、これから検

討してまいります。15 頁になります。公民館事業各種講座でございます。各種講座では、家庭、親子、青少年、小中学生、高齢者を対象に講座・教室を開催しております。天城湯ケ島町では公民館がございませんので、公民館講座は実施しておりません。新市におきましては、それぞれの歴史に合った特色のある講座・教室を検討し開催してまいります。

次の 16 頁でございます。青少年健全育成事業の中の、青少年健全育成大会でございます。健全育成大会は、中伊豆町のみ「豊かなふる里づくり推進集会」という名称で実施しています。大会の内容ですが、表彰、青少年の主張、住民活動の発表、アトラクション、ＰＴＡ活動の実践発表等の内容でございまして、4 町それぞれ実施してございます。新市におきましては、本庁で「伊豆市青少年健全育成大会」として実施いたします。また、海外研修ですが、修善寺では、青年の船、カナダネルソン市のホームステイ、土肥では、ユースウイング、日中友好の翼、天城湯ケ島・中伊豆では、青年の船、ユースウイングの事業を実施しております。新市でもこれらに事業を検討して実施してまいります。次のグループ・リーダーの養成ですが、修善寺では中高生 15 名程度のジュニアリーダーズクラブ。土肥では 10 名程度のふるさと運動学級実行委員会。天城湯ケ島では町内小学校児童を対象としたみどりの少年団。中伊豆では中学生のイベントサポーターというそれぞれの名称で事業を行なっています。新市におきましても、これらの事業を検討しながら実施してまいります。

次の成人式でございます。成人式につきましては、4 町とも 1 月の第 2 日曜日前後に行なっています。内容的には、国歌斉唱、町長あいさつ、来賓・保護者の祝辞、新成人誓いの言葉、新成人のメッセージ、励ましの言葉、第 2 部のアトラクションといたしまして意見発表やスライド上映を行なっています。そして、最後に記念撮影をして終了しますのが 4 町共通した事業となっております。その後は 4 町とも自分達で、同窓会などの交流会を実施しています。新市におきましては、本庁所在地であります修善寺町で開催する予定でございます。次の文化祭でございますが、4 町とも 10 月から 11 月にかけて文化協会との共催事業として毎年開催しております。新市におきましては、これらを統合しながら、音楽部門発表会、芸能部門発表会とそれぞれ実施してまいります。また、展示部門につきましては、作品数がたくさんになりますので、絵画、書道、手芸等をそれぞれ期間を分けて実施してまいります。運営につきましては、現在、文化協会の実施準備会の中で協議をしていただいています。

次の図書館事業ですが、図書館事業におきましては、新市になりまして、休館日、館内整理日、開館時間を統一して、職員数につきましては、本館、分館にそれぞれ適正な人員配置を要望しております。修善寺図書館を中央館、土肥、天城湯ケ島、中伊豆を分館としての位置付けをしながら、本館と分館のネットワークを構築しまして、双方で検索が可能になります。また、図書館活動事業としまして、修善寺では、平成 16 年 10 月に「全国語りの祭り」という事業を計画しております。全国から 800 人程度の参加を予定しておりまして、15 年度にプレイベントを開催する予定でございます。

次の市史編さん事業でございます。中伊豆町では、古代から現代までの、町史を作成し

ておりますが、他の 3 町では町史は作成してございません。新市といたしましては、4 町の歴史を資料収集しながら編さん事業として検討してまいります。

重要文化財保存事業補助でございます。重要文化財の修理と補助をしているのは、土肥町のみでございます。天城湯ケ島、修善寺、中伊豆では補助をしておりません。

（６）市史編さん事業です。中伊豆町では、古代から現代までの通史として、町史を作成しておりますが、他の 3 町では、通史としての町史は作成しておりません。資料としての冊子は、それぞれ 4 町作成しております。新市としましては、4 町の歴史を整理収集しながら新市編さん事業として検討して参ります。

（ア）の重要文化財等保存事業等では、重要文化財への修理等の補助をしているのは、土肥町のみでございます。天城湯ヶ島町、修善寺町、中伊豆町では補助をしておりません。重要文化財としては、修善寺町では修禅寺の木彫大日如来坐像、天城にあります旧天城隋道、中伊豆にあります上白岩遺跡があります。また、登録有形文化財につきましては、修善寺では新井旅館の 15 棟の建物、天城では落合楼の 5 棟の建物が、それぞれ指定されております。新市におきましては、土肥の制度を参考に検討して参ります。

次の町指定文化財ですが、町指定文化財につきましては、新市において引き継ぎ、指定の見直しをして参ります。

（ウ）の文化財保護審議会ですが、4 町それぞれ設置をしておりまして、委員定数は 4 町とも 10 名以内、任期 2 年となっております。新市におきましては、審議会を設置し、定数 10 名以内で検討をして参ります。

次の、文化財調査・保護業務ですが、県・町指定の文化財は、ご覧の資料どおりですが、4 町それぞれにございます。

次の頁の埋蔵文化財、こちらの方も 4 町それぞれございました。埋蔵文化財につきましてはたくさんありますが、参考例で修善寺では 52 の遺跡がございます。また、無形文化財につきましては、三番叟、しゃぎり等ございますが、修善寺では 6 件、中伊豆では 3 件、天城、土肥にはございません。新市におきましては、4 町の文化財調査・保護業務はそのまま引き継いで参ります。

2 の社会体育の方です。（１）の体育指導委員関係事業ですが、委員会の組織です。委員定数につきましては、修善寺が 17，土肥、天城、中伊豆が各 10 名、計 47 名の委員がおります。任期は 2 年でございます。新市におきましては、もちろん委員会は設置します。定数につきましては、今後の体育指導委員の事業内容を考えながら検討して参ります。任期につきましては、2 年といたします。

次の体育指導委員会の活動内容ですが、まず①の会議。修善寺では月 1 回、土肥では年 6 回、天城では月 1 回、中伊豆では不定期に開催しております。また、研修会につきましては、郡・県・東海 4 県・全国大会へ参加して研修をしております。町内の事業、教室につきましては、修善寺では軽スポーツ教室、土肥ではハイキング・グランドゴルフ・ウォーキング・マラソン大会・バトミントン大会、天城では水泳教室・軽スポーツ・町民ハイキ

ング、中伊豆では教育委員会の社会体育行事の運営、又その実施をしております。新市におきましては、これら事業を含め、新たに体育指導員の役割を見直しながら検討してまいります。

（２）のイ、社会体育関係事業ですが、スポーツ振興審議会につきましては、条例は 3 町それぞれ設置されております。修善寺・天城につきましては、活動はしておりませんけれども、土肥では定数 10 名、任期 2 年、会議は必要に応じて開催しております。スポーツ審議会がないのが中伊豆町でございます。中伊豆町では、別の組織として体育振興協議会を設置しております。各地区から、定数 43 名という委員の数で、任期 2 年、会議は必要に応じて開催して、年間の体育行事について審議をしております。新市におきましては、スポーツ審議会は設置をし、伊豆市のスポーツ振興について審議をして参ります。

細かくなりますが、次の教育委員会の主催事業として、修善寺ではゲートボール大会・町民ハイキング、天城ではソフトテニス大会・ゲートボール大会・町民水泳大会、中伊豆ではウォークラリー・バレーボール・父親ソフトボール大会・グランドゴルフ・スポーツフェスティバル・新春健康マラソン大会等を実施しております。また体育協会主催事業として、修善寺では男子バレー・婦人バレー・父親ソフトボール大会・社会人野球大会・剣道大会、あるいはスポーツ少年団の野球のお別れ大会、教育委員会との主催の駅伝大会等を実施しております。土肥では、バレーボール・ソフトボール・駅伝大会・野球連盟のリーグ戦・婦人バレーボール連盟のリーグ戦・ゴルフ連盟の町民コンペ、天城では社会人野球大会・女子バレー・男子バレー・父親ソフトボール・町民ハイキング・町民マラソン等を実施しております。中伊豆町では、教育委員会の主催事業に体育協会が、共催協力をしているという現状でございます。新市におきましては、教育委員会・体育協会主催事業のそれぞれの役割分担を明確にしながら、検討をして参ります。以上です。

〇大城議長

ただ今、協議第 57 号「各種事務事業の取扱い（社会教育（生涯学習）事業）について」の説明がありました。本件につきまして、質疑を受けます。ご質問、ご意見ございますか。

本日は、特に質疑がないようでございますので、本件は次回 7 月 16 日確認とさせていただきます。

続きまして、協議第 58 号「各種事務事業の取扱い（公社、第三セクター等の扱い）について」を議題といたします。説明を事務局、お願いいたします。

〇山本事務局長

はい、31 頁になります。協議第 58 号「各種事務事業の取扱い（公社、第三セクター等の扱い）について」下記のとおり提案します。月日と会名は省略いたします。

財団法人修善寺町振興公社及び株式会社ライブピア天城については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

次の頁をご覧ください。最初に公社といたしまして、財団法人修善寺町振興公社の説明がございます。認可は平成元年、出資金は 1 億 800 万円、出資割合は、800 万円は個人から

の寄付ですが、修善寺町への寄付ということで、修善寺町が 100%、それから、主な目的が書いてございます。それから、事業内容 5 項目となってございます。組織につきましては、ご覧のとおりでございます。33 頁にまいりまして、公社の事業といたしまして、自主事業と受託事業に分かれてございます。自主事業につきましては 3 項目、受託事業につきましては、虹の郷管理運営を始めとして 4 項目ございます。(2) として、行政との関係が示されてございます。

34 頁にまいりまして、第三セクターになってございます。左側に株式会社ライブピア天城、右側に株式会社伊豆船原ゴルフクラブとございます。業務の開始ですが、ライブピアの方が平成 8 年、伊豆船原ゴルフクラブの方が昭和 61 年となっております。資本金は、ライブピア天城が 1 億 4000 万円、伊豆船原ゴルフクラブが 9955 万円となってございます。出資割合はライブピア天城につきましては、天城湯ケ島町が 50，4%、その他が 49，6%でございます。このその他の 49，6%につきましては、天城湯ケ島町で買取を予定されておるということで、100%の第三セクターになる予定でございます。伊豆船原ゴルフクラブにつきましては、天城湯ケ島町が 25，1%、その他が 74，9%の出資割合となってございます。その下は、役員数、社員数、事業目的、事業内容の記載がございます。事業内容につきましては、ライブピア天城は温泉休養施設・文化展示施設の整備等となっております。伊豆船原ゴルフクラブにつきましては、ゴルフショートコースの管理運営業務となっております。また、参考として平成 15 年 9 月 30 日解散予定とありますが、これは、6 月 19 日の株主総会で決定したそうです。このため、第 8 回協議会にて既に確認いただいている「財産、債務の取扱い」で協議した状況時とは若干この点が変化してございます。解散後はゴルフクラブにつきましては、天城のふるさと広場で実施をしていくということになります。組織としては、これから後に出てきます、企業部に変える予定とのことでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○大城議長

はい、ただ今、協議第 58 号「各種事務事業の取扱い（公社、第三セクター等の扱い）について」の説明がありました。本件につきまして、質疑を受けます。ご質問、ご意見ございますか。

はい、石和委員。

○石和信一委員

中伊豆の石和でございます。提案のとおりで良いと思いますが、修善寺町の振興公社につきましてですね、決算書をいただいているのですが、これは、運営を受託してそれの費用を町から貰って、運営しているというようなことでよろしいですね。従ってね、向こうの大きな本体の事業の内容は公開されていないわけですから、将来に渡って、この事について若干ご説明になることがあってもよろしいんではないかと思うものですから、質問と意見でございます。あわせて、ライブピア天城につきましてもね、全体の決算内容が、総会の資料でご説明されているのですが、ひとつとして、全部これを買う、49.6%の株主の

方の株は全部買戻すと、町が買いますと、そうすると、町直営の会社になるわけですが、これにつきましても、どこかに説明があったんですけど、大きな補助金がないとやっていけないというようなことを書いてあるのですが、今後について補助金をどういうようにしていくのか、これについても若干説明をいただきたいと思います。

○大城議長

ただ今、石和委員から、修善寺振興公社虹の郷についての決算、事業内容、それから、天城湯ケ島町の株式会社ライブピアについてのご質問がございました。これについて、最初に修善寺町の助役、小柳出さん。

○小柳出幹事長

はい、お答えいたします。始めの質問ですが、虹の郷の管理運営を修善寺町の振興公社が受託事業として行うこととなります。従いまして、受託費を町から公社に払って経営しているわけであります。次の質問でございますけれども、自然公園特別会計というものがございまして、特別会計の方で処理されています。内容的なものの資料は皆さんに資料を差し上げてないわけでございますが、皆さんに渡した資料の中で、平成 14 年度の財団法人公社の収支事項明細書というのが事前に渡されていると思います。その裏の頁ですが、支出の部があると思いますが、その中の受託事業というところに自然公園受託事業費というものがございます。ここの金額にあります 6 億 5800 万円を町の方から公社へ受託事業費としてお支払いしてあります。それで、質問の中でお聞きになりたいのは「虹の郷の収入」がどれくらいあるのかということになろうかと思いますが「虹の郷の 14 年度決算」で特別会計の中で拾ってみますと 5 億 7000 万が収入として上がっております。そうしますと、5 億 9000 万と 5 億 7000 万の間に 2000 万ほどあるわけですが、その部分につきましては、14 年度決算におきましては一般会計から補っているというのが現状であります。

○石和信一委員

無限に金が出て行くようになってはいけないので、ただ委託だけではなく、トータルでの採算を考えて運営していただくことをお願いいたします。

○大城議長

続きまして、株式会社ライブピアについて、渡邊助役。

○渡邊幹事

この株式会社ライブピア天城というのは、運営会社でございまして、この温泉施設は 100%町が建てたものでございます。そのうち 430 席の文化劇場がございます。これは、本来は町の独自で運営しなければならないものですが、やはり人間的にだぶるということで、会社の方に管理委託をさせております。その補助金が 3800 万という数字になっております。会計は、これらを含めてやっているのですが、ここに報告書がありますが、平成 14 年度は 400 万の黒字ということになっておりますが、今まで相当な赤字が出ており、資本金もほとんど残っていないというような状況でございます。つきまして、6 月 26 日に株主総会が行われて、100%町が株主になるということで、話合いの中では、49.6%の株券を半額にして

いただいて町が買い取るというような形になっております。今後につきましては、温泉を活用した、健康増進というものを取り入れて運営していくという形になっております。既に、そういう訓練士も養成してございますし、保健士もそこに派遣して、今は町民ですが、市民の健康の施設にして行こうというような方針でございます。

ゴルフの方はですね、ここに書いてあるとおり、6 月 19 日に株主総会が行なわれまして、9 月 30 日を持って、町が総て買い取るということで、これにつきましても、74.9%の株券を半額にしていただいて、町が買い取るというようなことで会社の方は解散させるということです。

○立岩町長

少し補足させていただきます。平成 8 年にオープンしたライブピア天城ですが、平成 6 年から準備に入りまして、私が町長になったのが 8 年でした。引き継いでその年に、オープンする前に既に 1 億 1000 万の赤字を引き継いで、準備でそれだけ使ったと。そして、今日、委員で出ております伊藤社長が、私になってから民間からどうしても出て整理してもらいたいということで、社長に就任していただいて、それ以降は、運用しながら 8 年目になりますが、1 年に 4～500 万程度赤字がでたでしょうかね。こういうような状態で、赤字が出るような会社は存続する価値がないという基本的な考え方の基に整理していこうと。ただ、整理をしていくにしても、第三セクター私共の町の会社は、当時、ライブピアは、町がこういう温泉施設を造るよといって造って、出来始めてから運営するのは誰なんだということになったわけです。その時に、町の方で、ぜひ住民の有志の皆さんに絶対つぶれないのが第三セクターなんだから、融資してもらおう、金がないから。それで、住民の方に頼みに頼んで、ほとんど地域です。後は、銀行関係が少し、交通関係があって、バブルの真っ盛りですから 40 万人はいるという鳴り物入りで造ったわけですから、誰もが儲かるだろうということだったんですが、そんなわけで出来なくなった。そして、合併を契機に整理していこうと。しかも、たまたま県の方が、健康増進施設にするのならばということで、100%の 5000 万の改造費用をいただきました。まあ、これを有効活用して、勿論、観光としての一般のお客さんも入りますけれども、増進施設として市民の人たち 38000 の人たちに入ってもらおうと。このきっかけになったのが、私達、議会の時だったのですが、別府温泉に温泉施設ができたということで、すぐに見に行ったわけでありますが、その温泉施設が 5 年間第三セクターで、別府の亀の井交通というのが、第三セクターの親方で始めたけど 5 年でできなくなった。何故かというと、あそこにもうちの町と一緒で、近くに共同温泉がいくつもある、旅館は豊富な温泉を持っている。そういうことで、なかなか皆さん使われなかったものですから、ちょうどそれが 5 年前に湯布院が、健康増進施設にしたら、健康保険税なんかも非常に少なくなって、年寄りの人達が朝から、今度はうちもそうですけど、保健士、それから専門の指導員をおくわけです。それで地域の人達が、足が悪い腰が悪いっていうのをみんなやってたら、朝から湯布院には並んでるわけですね、お客さんが。保健士もみんな連れてって、実験もやらせてきた。そうしたら、どんどん、どんどん、

観光客が旅館に泊まってそこに来るようになった。指導員がおりますので。こういう施設にして、伊豆市として地域の皆さんが大勢来てくれる。値段のほうも安くご利用いただけるではないかと思います。こういうことで、今いうように、総額 3400 万くらいの株券を、半分で買うわけですから、町で買い取る。しかし、まだ議会の承認を得ておりませんから、これについてはこれからの課題であります。

それからもうひとつ、ゴルフクラブ。これは、2 億でスタートして民間からやはり地元の人達に出してもらってやってきたわけでございますが、ただ、決算上にもありますけれども、資産の状況が 1 億 5000 万くらいあるんです、帳簿上の資産が。ゴルフ場はそのままみんなあるんですから、全部これは資本金で整備したということでございますので、あります。帳簿上ではそういうことで、それを半分の額で、株主の皆さんにも半分泣いていただいてやっていくと。今まあ、人件費だけでございますので、人件費は、ふるさと広場の「天城山荘」として平塚の施設として運営しておりますが、赤字の分は平塚の方でも補填してやっているのですが、相乗効果が生まれて、同じ職員でできるということで企業課で計画を練っております。従って、一般会計からそう迷惑をかけずに、この二つの施設が運営に結びついていくだろうと考えてります。是非、ご理解いただければと思います。終わります。

○大城議長

石和委員。

○石和信一委員

今、湯ケ島の町長さんから大変な事業目論見の勢いのいいお話を伺って、力強く感じるわけですけれども、合併は来年の 3 月 31 日のお互いの資産、負債を持ち寄って合併するんですから、それはいいんですが、先程の修善寺の公社と同じように、ずっと先まで毎年補助金というんですか、損失補填というんですか、これを市が続けて出すようでしたら、これは大きな問題になるよということを申し上げて、早く赤字にならんような事業経営にしていただければならんと思います。一言だけ余分ですけど申し上げておきます。

○大城議長

他に、ご質問、ご意見ございますか。井本委員。

○井本甲男委員

2 点ほど、ご質問いたします。「修善寺の振興公社」の関係ですが、バランスシートを見ますと、現金預金が 83,813,868 円あるのに、35,754,329 円とあります。決算の時は相殺するのが常識だと思いますが、その内容についてご説明いただきたいと思います。

2 点目がライブピア天城ですが、土地と建物、源泉の関係の勘定項目がありませんが、これは町の所有でやったのか、所有者が誰であるかというご説明を求めたいと思います。以上 2 点だけお願いします。

○大城議長

振興公社の預り金等についての質問、それでは、先にライブピアの資産についてお願い

します。
○渡邊幹事
　先ほど申し上げましたように、あの施設は、すべて町が建設した、町有施設でございます。それを運営会社だけ第三セクターでやっている。そういうことでございます。
○大城議長
　振興公社の預り金について、修善寺町の小柳出助役お願いします。
○小柳出幹事長
　始めに、貸借対照表の中の流動資産の現金預金 83,813,000 円ということでございますが、これはテナントの売上収入がすべてここの会計に載っています。従いまして、そのテナントの清算を、その後のですね、その売上によって公社に払う家賃的なものですか、それが計算されるわけですけども、それを清算する前の段階でテナント収入が入ってきます。決算の時には１ヵ月後に清算しますので、合計金額がここに入ってきております。それから、負債の方の 35,000,000 円、仕入れ費でございますが、直営店を虹の郷の中でやっております。公社でやっている直営店がございます。その仕入れ費がこの金額でございます。
○大城議長
　よろしゅうございますか。
　他に、ご質問、ご意見ございますか。それでは、ここで一旦ご質問、ご意見を打ち切りまして、協議第 58 号「各種事務事業の取扱い（公社、第三セクター等の扱い）について」は次回の 7 月 16 日確認とさせていただきます。
　続きまして、協議第 59 号「合併協定項目の変更について」を議題といたします。本件につきましては、本日確認をお願いいたします。説明を事務局、お願いいたします。
○山本事務局長
　はい、35 頁になります。協議第 59 号「合併協定項目の変更について」下記のとおり提案します。月日と会名は省略いたします。
　合併協定項目を別紙のとおり変更する。
　次の頁をご覧ください。36 頁になります。ここに合併協定項目がございますが、変更した所だけ申し上げます。36 頁下から 2 行目、番号で 24 番。この 24 番の地域審議会の取扱い、この項目を追加いたします。従いまして、従来の 24 番でした新市建設計画は 25 番となります。地域審議会は次の議案、協議第 60 号と関連しておりますが、ここでは 60 号の内容とは別にいたしまして、地域審議会の項目を設けようとするお願いでございます。以上です。
○大城議長
　はい、ただ今協議第 59 号「合併協定項目の変更について」の説明がありました。本件について、ご質問、ご意見はございますか。
○委員一同
　異議なし。

○大城議長

異議なしの声がございました。それでは、協議第 59 号「合併協定項目の変更について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。

続きまして、協議第 60 号「地域審議会の取扱いについて」を議題といたします。説明を事務局、お願いいたします。

○山本事務局長

はい、前協議項目の確認を受けまして、提案をいたします。37 頁になります。協議第 60 号「地域審議会の取扱いについて」下記のとおり提案します。月日と会名は省略をいたします。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会は設置しない。

なお、必要に応じ新市において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規程に基づく地域審議会等の設置を検討する。

38 頁からが説明事項になってございますが、小柳出幹事長が説明をいたします。

○小柳出幹事長

38 頁に地域審議会についてのご説明がございます。行政区域の拡大から住民の意見が市政に反映されるために地域審議会を設置できるということが書いてあります。地域審議会の設置ですが、合併特例法の中で地域審議会を設置する場合には、合併協議会の協議によって定めることになっております。地域審議会の役割でございますが、具体的な役割を挙げてございます。このようなものを地域審議会を設置した場合には、審議するということでございます。特に今回の提案を申し上げました地域審議会の取扱いでございますけれども、先ほど事務局長が提案申し上げましたように地域審議会は設置しないと、必要に応じ新市において、地方自治法に基づく地域審議会等の設置を検討するというような提案となっております。この点、幹事会でも検討されたわけですが、昨年の懇談会で、各地区訪問の中で、地域審議会というものもありますよというような形で説明をさせていただきました。そうした中で、幹事会でどうするかと検討したわけであります。まず、今回の 4 町の合併を考えた場合、対等合併というのが、ひとつ大きな事でございます。この事を考えた場合、旧町ごとの地域審議会を設置することが一つの市という中で、旧町的な意識がいつまでも残っていくことが、新市としてよろしいかどうかということが一点ありまして、それならば、合併特例法の地域審議会は設置しないで、必要に応じて地方自治法の地域審議会等を設置してはどうかということで、幹事会はまとまりました。それを、4 町の町長の調整会議の中で出していただきまして、必要に応じてということならばそういうことを重点に考えこの提案をしたわけであります。特に地域審議会が設置してあります合併の先例をみますと編入合併のところが非常に多く、対等合併のところは非常に少ないというのが現実であります。4 町の合併の地域的に見ましても、地域審議会を特例法の中で設けなくてもよろしいのではないかと思います。もうひとつ、ここに書かれている地域審議会の役割か

らみまして、新市の中で、旧町の懇談会、また自治会組織のなかで合併の状況につきまして新市として十分な説明をしていけば、ある程度、地域審議会と同じような、住民の方がたにもご意見を求めることもできますし、ご理解いただけるのではないかということがございます。もうひとつ、議会のなかでも地域審議会的な役割をみてみますと、合併当初は57 名が 7 ヶ月間行なうわけでございますが、非常に短い期間ではございますが、合併直後の施策を十分審議していただけるのではないか、また、26 名になりましても、議員活動の中で十分それに見合う活動ができるではないかということで、今回このような提案をさせていただきました。

○大城議長

はい、ただ今協議第 60 号「地域審議会の取扱いについて」の説明がありました。本件について、質疑を受けます。ご質問、ご意見ございますか。

はい、勝呂委員。

○勝呂宗夫委員

土肥の勝呂でございます。今の地域審議会の件ですけれども、ちょっとお伺いしたいんですけれども、前の協議第 59 号で合併協定項目を変更して、わざわざ地域審議会を載せたわけですね。それで 60 号で地域審議会を設置しないということでございます。後は、特例法ではなくて、地方自治法の方で対応し、地域審議会等の設置を検討するというようなことになっているのですが、このへんの兼ね合いのことを、少し説明をお願いいたします。

○大城議長

ただ今、勝呂委員から 59 号で地域審議会の項目を入れて、60 号では審議会を設けないと、それから、地方自治法では審議会等ということになっている。そのへんの考えはどうかというご質問でございます。幹事長。

○小柳出幹事長

先程も少し申し上げましたが、昨年度の合併地区懇談会で私達、地域にですね、地域審議会をおくことができるということで説明をしてまいりました。そういうことを踏まえて、地域審議会を置くか置かないかということを協議会の中で議題として載せたほうがよろしいのではないかと。ただ、置かないということであれば、議案を設けなくてもよろしいことになるわけでございますが、はっきり協議会で諮って決めていくことがよろしいのではないかということで、地域審議会を載せたわけでございます。

次に、合併特例法の地域審議会と地方自治法の審議会とは当然違うわけですけれども、ここに地域審議会等ということについてのお話でございますが、地方自治法の中で、地域審議会等とかいてございますのは、合併特例法の地域審議会に準ずるような組織を表していったらどうかということで、このような言葉を使っております。

○大城議長

はい、勝呂委員。

○勝呂宗夫委員
　今、ご説明いただいたのですが、第 5 条の方の地域審議会は合併協議会で決定すればできると言うことの違いはわかったのですが、地域審議会は合併協議会で認可していただかないとできないということだと思います。それで、地方自治法の方は、後の議会の方で議決をできれば、できるよということだと思います。そうしますとですね、地域の人たちが今、地域審議会をつくるということは、地域の不安を取り除くということから発したものであろうと思いますので、私達町の中でも、欲しいというところがあるわけです。その中でですね、自治法ですと、後の議会になってからの議決をもってということですので、そうしますとなかなか議決をいただけないと、その前に合併協議会の方で地域審議会はできるという形にしていただいて、各 4 町で造らなくていいところは造らなくてもよろしい、造りたいところは自分達だけでも造りますよと、こういうような法律じゃないかと思いますので、先ほど、議員さんが残っているからということでしたが、数ヶ月しか残っておりませんし、建設計画は 10 年間という長い計画の中でやっていくことなので、その事を考えての地域審議会という意味合いではないかと思いますので、そういう観点から、できましたら地域審議会は造っていただきたいと思います。
○大城議長
　ただ今、土肥の勝呂委員から、地域審議会について、合併特例法で設置する地域審議会はこの協議会で決めなければならない。地方自治法の審議会等というものは、新市の議会で決めればいいということになっているので、現在合併についてのことを審議しているので、この地域審議会を 4 町の中で造る希望のある所はこの協議会で造るということにしたらどうかというご意見でございました。これについて、皆様方のご意見を伺いたいと思います。
　三須委員。
○三須重治委員
　修善寺の三須です。土肥町さんの方からこういう意見があがったということは、やはり人口按分からしまして議員さんが少なくなるという危惧の中からこういった意見がでてきたのかなという気もいたします。旧町で判断ができるということになっておりますので、各町で設置の必要があるかということを尊重して、時間をかけて検討していくのが適当かなと思います。
○大城議長
　ただ今、三須委員から、各町で検討していただいて、勝呂委員のいうように造りたい所は造るかどうかを検討すればよいというご意見でした。
　他に、ご意見ございますか。
○立岩副会長
　やはり今の三須委員さんのお話も、土肥の委員さんのお話もわかるわけですが、何故特例の特例を使って 57 人の議員さんで 7 ヶ月も。そこでいろいろそういうことがないように

そうしようじゃないかというところから趣旨がスタートしているのではないかと思います。そして、特例を使ってやろうと、それで全員の議員さんが 7 ヶ月やって、昨日、御前崎の方に行きましたら、その場で議員さん全部やめてということで進んでいるようですし、この法律の地域審議会というのは、吸収合併のような時に、言葉は悪いが例えば戸田さんが沼津とやるというような時に造るという想定のもとで作られた法律だとも聞いているわけです。こうした中で、7 ヶ月あってですね、私は 7 ヶ月間の議員さんが全員入っている中で、いろいろ議論してやっていくべきだと思う。そして私は、一つの町が造って他の町は要らないよというような審議会がどんな役割が果たせるのかなという気がするわけですね。ですから、その辺のところを、今日は決定することではありませんので、是非一つ、もう一度基本的な、今合併するのは何のために合併をするだということも、もう一度考え直していかなければ、新市を目指そうといって目指しているわけですから、それを我々が、ここだけ置いていかれるとか、引っ張ってかれるといったら、合併の意味がないという気がする。そういう面からも、前向きに考えていただいて、自分達が置いていかれるとか何とかって考えじゃなくて、一つになって一緒にやって行くんだという気持ちが、必要じゃないかと私は思います。終わります。

○大城議長

はい、ただ今、立岩委員から対等合併であること、それから在任特例が 7 ヶ月あるということで 57 名の方が 7 ヶ月やるのでそこで討議していただければよろしいのではないかというご意見でございました。

他に、ご意見ございますか。

それでは、一旦ここで、ご意見、ご質問を打ち切りまして協議第 60 号「地域審議会の取扱いについて」は次回 7 月 16 日確認とさせていただきます。

続きまして、協議第 61 号「地方税の取扱いについて」を議題といたします。説明を事務局、お願いいたします。

○山本事務局長

はい、41 頁になります。協議第 61 号「地方税の取扱いについて」下記のとおり提案します。月日と会名は省略いたします。

4 町で差異のある税制については、次のとおりとする。

（１）固定資産税の国際観光ホテル整備法の登録を受けたホテル及び旅館に対する不均一課税制度は、現在この制度を適用している施設について平成 20 年度まで継続し、その翌年度から廃止する。

（２）入湯税は、合併時に入湯者 1 人 1 日につき、施設での利用料金 5,000 円以上 150 円、施設での利用料金 5,000 円未満 100 円とする。ただし、平成 20 年度までの間、入湯者 1 人 1 日につき、施設での利用料金 3,000 円未満の場合は 70 円とする。また、課税免除は、合併時に修善寺町の例により統一し、「利用料金が 1 人 1,000 円未満の入湯者」を加える。

（３）督促手数料は、１通につき 100 円とする。

42 頁からが資料となっております。この資料につきましては佐藤税務副専門部会長が説明を申し上げます。お願いいたします。

○佐藤税務副専門部会長

それでは、税区分別に説明させていただきます。42 頁の町県民税、個人の町民税でございます。これにつきましては 4 町で差異はございませんので税率、非課税範囲、納付期限等でございますね、同じでございますので、そのまま現行のまま新市に引き継ぐということでございます。

続きまして、法人町民税でございますが、これにつきましても均等割、所得割につきまして 4 町とも同じでございますので、現行のとおり新市に引き継ぐということでございます。

次に固定資産税でございます。納期が修善寺町の第 3 期が 12 月 31 日でございます。他の 3 町が 12 月 25 日ということで、納期につきましては他の 3 町に合わせるという形で、1 期が 5 月 31 日、2 期が 7 月 31 日、3 期が 12 月 25 日、4 期が 2 月末日ということでございます。それから、先ほど出ました国際観光ホテル整備法の関係でありますが、土肥町につきましては、1 施設ございます。これが、税率が 0.7%、2 分の 1 の減額でございます。平成 19 年度までででございます。天城湯ケ島町につきましては、7 施設ございます。4 分の 1 の減額ということになります。天城湯ケ島町につきましては、登録がなされている限りずっと続くということでしたが、これを合併後平成 20 年まで継続し、その後は廃止ということでございます。また、中伊豆町、修善寺町につきましては、昭和 52 年に廃止してございます。

次に、軽自動車税につきましては、専ら雪上を走行するものの規定がある町とない町がありますので、これにつきまして、規定を設けるということです。納期につきましては、4 月 30 日、その他につきましては現行のとおりということでございます。

町たばこ税につきましては、4 町とも同じ、現行のとおり新市に引き継ぐということでございます。

鉱山税につきましては、修善寺町、天城湯ケ島町、中伊豆町はございませんが、土肥町では 1.0%ございます。これにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐということでございます。

次に、特別土地保有税でございます。これにつきましては、本年の平成 15 年度改正で課税の停止の措置が行なわれましたが、規定としては残るわけでございます。ですから、免税点が、修善寺町と同じでございまして、5，000 ㎡以上は特別土地保有税がかかりますよということですが、停止されているということ、例規には載っているということでございます。

次に、入湯税でございます。入湯税につきましては、本文でいきますと、新市になりましてから、1,000 円未満については免除しますよということです。1,000 円以上 5,000 円未

満は入湯税 100 円ですよ。5,000 円以上につきましては、150 円ということです。
それから、5 年間経過措置を行ないます。これは、1,000 円以上 3,000 円未満を 70 円 3,000 円以上 5,000 円未満を 100 円、5,000 円以上は 150 円ということで、1,000 円以上 3,000 円未満が本文では 100 円になりますが、規定で 70 円ですよということでございます。

都市計画税でございます。都市計画については、修善寺町であるわけですが、修善寺町におきましても都市計画税は徴収しておりません。これにつきましては、新市において検討をお願いしたいということでございます。

次に督促手数料でございます。督促手数料につきましては、土肥、天城湯ケ島、中伊豆が 1 通につき 100 円でございます。修善寺が 50 円ということですが、新市になったら 100 円ということでお願いいたします。以上でございます。

○大城議長

ただ今、協議第 61 号「地方税の取扱いについて」の説明がありました。本件について、質疑を受けます。ご質問、ご意見ございますか。

それでは、一旦ここでご意見、ご質問を打ち切りまして協議第 61 号「地方税の取扱いについて」は次回 7 月 16 日確認とさせていただきます。

ここで、10 分間休憩をとります。3 時 35 分まで休憩といたします。

（　　休　憩　　）

○大城議長

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。協議第 62 号「補助金、交付金等の取扱いについて」を議題といたします。説明を事務局、お願いいたします。

○山本事務局長

はい、45 頁になります。協議第 62 号「補助金、交付金等の取扱いについて」下記のとおり提案します。月日と会名は省略いたします。

補助金、交付金等の規程については、従来からの経費、実情等に配慮し合併時に統一する。ただし、合併時に統一が困難な規程及び単年度事業としての補助金、交付金等については、新市において調整する。

次の 46 頁をご覧ください。ここでは、一番左に分科会とありますが、分野別ということです。その右が各町別に補助金の制度がございます。

一番右側が、調整の方針となってございます。ここで掲げてございます補助金につきましては、現在規程がある補助金ということになっております。規程が無いものについては、ここでは掲載をしてございません。46 頁では管財・企画部門の補助金がございます。それから 47 頁にいきましては、財政・防災･交通・環境・国保・学校教育とございます。それから 48 頁にいきましては、社会教育・福祉、49 頁にでは、保険・水道・下水道、次の頁では、商工観光・農業・林業となっております。

ここで、大変申し訳ございませんが、字句の訂正をさせていただきたいと思います。49 頁になりますが、49 と書いてある横に、水道とございます。水道の下に下水道とございま

すが、下水道の一番上の欄、その調整方針「合併に修善寺町の……」とありますが、これを「合併時に……」ということで「時」を加えていただきたいと思います。一番右の下から 6 欄目に当たります。合併時に……ということになります。

続きまして 50 頁でございますが、同じように農業という欄の上から 2 行目、調整の方針です。やはり同じように「合併に……」とございます。これを「合併時に……」と訂正していただきたいと思います。2 つの欄が「合併に……」となっております。これを「合併時に……」ということでお願いをいたします。申し訳ございませんでした。

訂正は以上でございます。説明も以上で終わらせていただきます。

○大城議長

ただいま、協議 62 号「補助金、交付金等の取扱い」について説明がありました。本件について、質疑を受けます。ご質問、ご意見はございますか。

ご質問、ご意見がないようですので、一旦打ち切りまして、協議 62 号「補助金、交付金の取扱い」については次回、7 月 16 日確認とさせていただきます。

続きまして、協議 63 号「事務組織及び機構の取扱い」についてを議題といたします。説明を事務局お願いします。

○山本事務局長

51 頁になります。事務組織及び機構の取扱いについて、下記のとおり提案します。月日と会名は省略いたします。

（1）現在の修善寺町役場を本庁とし、現在の土肥町役場、天城湯ヶ島町役場及び中伊豆町役場を支所とする。

（2）新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

（3）新市の組織・機構については、次の方針に基づき整備する。

①市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構

②簡素で効率的な組織・機構

③新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構

④指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明らかな組織・機構

⑤地方分権や行政課題に迅速に対応できる組織・機構

52 頁から資料となっております。その資料の説明につきましては、児島総務専門部会長が説明を申し上げます。お願いします。

○児島総務専門部会長

修善寺町の総務課長の児島でございます。52 頁から追って説明いたします。まず、調整の方針でございますが、これは前段に、提案の中にありましたので割愛させていただきます。52 頁については、修善寺町の現在の行政組織図が載っております。53 頁については、土肥町の行政組織図、54 頁については、天城湯ヶ島町の現在の行政組織図、55 頁には、中伊豆町の行政組織図が載っております。現在の行政組織図でございます。56 頁ですが、ここに新市の行政組織図案を提示してございます。一番大きな問題としては、部長制度を引

くということでございます。上から、総務部・市民環境部・健康福祉部・観光経済部・土木部・上下水道部・企業部、それから先ほど申し上げました、各支所ということでございます。それから教育委員会、議会事務局ということになっております。

各分科会、専門部会で事業内容と一緒に、今まで検討して参りました。自分たちのことでもありますし、また組織を拡大しないというようなこともございましたが、一番肝心なことは、4町の職員が1つになるということで、部長制度については異議がございましたが、大筋の中では部長制度ということで決定をされております。

また各課については、ここに案で掲げてございますが、まだ流動的というようなところもございます。なるべく早く確定して、各課の事務分掌をはっきり分けて、これから 3 月 31 日のために、事務の検討をなるべく円滑に、速やかにしていくというのが、今回の主旨でございます。

もう 1 点は、支所長については部長同等職というようなことで考えております。これについては、先ほど出ました地域審議会等の件も踏まえて、支所長を部長待遇にして、各地域の権限を見守る、人事管理をするというようなことで、支所長を部長とするというような案で進んでおります。

以上、雑ぱくな説明でしたが終わります。

○大城議長

協議第 63 号「事務組織及び機構の取扱い」について説明がありました。本件について質疑を受けます。ご質問、ご意見はございますか。

○塩谷恭利委員

中伊豆の塩谷でございます。事務組織及び機構については、これは概ね、私共も納得するわけでございますけれども、1 つ聞きたいことがございます。例えば、ここにあります部長、本部を修善寺に置くということについて、各部は全部ここに集中すると、教育委員会、議会も全部ここに集中するということですか。

○児島総務専門部会長

お答えいたします。これもまだ検討事項でございますが、修善寺町が現在考えておりますのは、改修しましても 50 から 60 名程度の増員ということになります。これもあくまで案でございますが、その中では分庁方式も考えなければならないかと、各部が支所の方に行く。支所の配下になるといういうわけではなく、分庁、分かれる庁ということになりますけど、そういうことも考えなくてはならないかと思っております。以上です。

○塩谷恭利委員

ありがとうございます。私は、せっかく各町には今の立派な施設がございます。もし、ここに集中するとなると、おそらく現在の修善寺の庁舎では間に合わないと、どこかの施設を借りるとか、別の施設を造るということになるのではないかと心配しているわけでございます。特に教育委員会というのは、行政とは全く別になっているわけでございまして、手前の町のことを言うのは非常に申し訳ないですが、十何年来の検案が実現しまして、ま

さかここで 4 町が合併して伊豆市になるということは、夢にも思っていなかったわけでございまして、立派な庁舎ができました。バリアフリー施設もできまして、車椅子でもずっと入って来られるような施設もございます。どうか是非、行政のかたが、各施設を見て、この場所はどういうものが有利であるか、非常に使いやすいかということを、是非皆で検討して、今の施設を有効利用するということが、市民に対してのサービスであると、こういうように考えますので、是非よろしくお願いいたします。

○高橋眞理子委員

天城の高橋です。56 頁ですけれども、まだ検討中ということですけれども、支所の方で事業課というものが出てきました。課名が始めてで、他の課は課名で大体解かりますが、事業課というのはどのようなことをする課なのか教えていただきたいと思います。

○大城議長

支所の中の、事業課というのはどんなイメージかというご質問です。

○児島総務専門部会長

それではお答えいたします。事業課はこのとおり事業でございまして、観光産業部・土木部というのが一括りになるかと考えております。それから、ついでに言いますと、一番上は庶務課で、総務課ではないのかということですが、これは本庁と支所と分けるという意味で、総務と庶務とした案でございます。職員の中のイメージは、ほぼ固まりつつありますが、そういう形でやっていきたいということでございます。

○大城議長

よろしいですか。

他にご質問、ご意見ございませんか。それでは一旦質疑を閉じて、協議第 63 号「事務組織及び機構の取扱い」については、次回 7 月 16 日確認とさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定されました議事はすべて終了いたしました。大変長時間にわたって慎重なご審議、円滑な議事進行にご協力いただき誠にありがとうございます。これで議長を解任とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○山本事務局長

大城議長、ご苦労様でございました。引続きまして、（３）その他に入らせていただきます。今後の日程確認ということでございます。57 頁になります。13 回の協議会を 7 月 16 日、水曜日の 1 時半からこちらで開かせていただきます。今日、新市の建設計画の協議書の確認をお願いいたしましたので、この新市建設計画以外のものにつきまして、16 日に全て確認をお願いしたいと考えてございます。

それから、14 回の協議会でございますが、7 月 30 日を予定してございます。1 時間から、やはりこちらになります。

ここでは、新市建設計画の本協議書、今日確認いただいた本協議書を県へ出しまして、その結果が返ってきます。本協議書の結果を、この協議会へご報告をさせていただきまして、正式協議書の確認と決定を 30 日にお願いしたいと考えております。

それから 8 月に入りまして、合併協定書の調印式がございます。これも、諸般の関係から早く決めておかないとなりませんので、8 月 20 日の午前 10 時，約 1 時間程度ということになります。場所は、生きいきプラザのホールを予定してございます。協議会の皆さんといたしましては、立会人としての署名は、時間等の関係で省略をさせていただきたいと思いますが、調印式にはご臨席をお願いしたいと思います。8 月 20 日調印式でございます。今後の日程につきましては以上でございます。

それでは 4 の閉会といたします。

長時間、ご審議いただきまして、ありがとうございました。これにて閉会をいたします。